



県章

山形県公報

平成16年9月17日(金)
第1577号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

土地改良事業の計画変更の認可.....	(村山総合支庁農村計画課) ...	1041
土地改良事業施行の適当の決定.....	(最上総合支庁農村計画課) ...	同
土地改良区の役員の就任の届出.....	(庄内総合支庁農村計画課) ...	1042
県道の供用の開始.....	(村山総合支庁建設総務課) ...	同
道路の区域の変更.....	(最上総合支庁建設総務課) ...	同
一般国道の供用の開始.....	(同) ...	同
県道の供用の開始.....	(置賜総合支庁西置賜総務建築課) ...	1043
一般国道の供用の開始.....	(庄内総合支庁建設総務課) ...	同

公 告

特定調達契約に係る落札者の公告.....	(建設企画課) ...	同
同.....	(教育委員会) ...	同

正 誤

告 示

山形県告示第924号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成16年9月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良事業を行う者の名称
村山市西部土地改良区(維持管理事業)
- 2 認可年月日
平成16年9月6日

山形県告示第925号

最上町から土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により協議のあった土地改良事業の施行について、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成16年9月8日その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年9月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し(最上町西部地区)
- 2 縦覧に供する場所
最上町役場
- 3 縦覧に供する期間
平成16年9月17日から同年10月20日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第926号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西郷土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成16年9月17日

山形県知事 高橋和雄

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	野村 甚太郎	鶴岡市大字茨新田字砂山117番地1

山形県告示第927号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年9月17日から同年9月30日まで縦覧に供する。

平成16年9月17日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 山形天童線
- 2 供用開始の区間 山形市大字漆山字月山堂811番から
天童市大字高揃字笠仏南1007番1まで
- 3 供用開始の期日 平成16年9月17日

山形県告示第928号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年9月17日から同年9月30日まで縦覧に供する。

平成16年9月17日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡大蔵村大字清水字清水2566番24から 同 2255番11まで	旧	10.3メートル と 8.2	メートル 108
同 上	新	29.3メートル と 8.2	同上

山形県告示第929号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年9月17日から同年9月30日まで縦覧に供する。

平成16年9月17日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 458号

- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字清水字清水2566番24から
同 2255番11まで
- 3 供用開始の期日 平成16年9月24日

山形県告示第930号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成16年9月17日から同年9月30日まで縦覧に供する。

平成16年9月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 長井白鷹線
- 2 供用開始の区間 長井市勸進代字御釜790番4から
同 白兔字大門2215番1まで
- 3 供用開始の期日 平成16年9月17日

山形県告示第931号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年9月17日から同年9月30日まで縦覧に供する。

平成16年9月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 345号
- 2 供用開始の区間 鶴岡市若葉町25番2から
同 上畑町10番8まで
- 3 供用開始の期日 平成16年9月17日

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年9月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県建設事業情報総合管理システムに係る電子計算機組織等の賃貸借サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県土木部建設企画課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2673
- 3 落札者を決定した日 平成16年7月9日
- 4 落札者の名称及び所在地
テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市東山形一丁目6番26号
- 5 落札金額 556,500,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成16年5月7日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年9月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県立山形工業高等学校教育用電子計算機組織の賃貸サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立山形工業高等学校事務室 山形市緑町一丁目5番12号 電話番号023(622)4934
- 3 落札者を決定した日 平成16年7月12日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社管理システム山形本部 山形市城南町一丁目16番1号
- 5 落札金額 54,117,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成16年5月28日

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成16. 4.23	第1536号	561	11	" 楯岡支店	村山市楯岡五日町4番10号
				" 天童支店	天童市本町一丁目3番18号
同	同	同	同	" "	村山市楯岡五日町4番10号
				" "	天童市本町一丁目3番18号